

株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則 (平 7. 9.27)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、金融商品取引法第35条第 1 項第 7 号に規定する累積投資契約を締結して行う株券の共同買付累積投資（以下「株式累積投資」という。）及び会員があらかじめ選定した銘柄に係る金融商品取引所の定める 1 売買単位に満たない株券について株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の株式等振替制度を利用して行う定型的な方法による売買取引（以下「株式ミニ投資」という。）に関して、売買その他の取引の執行、売買代金の決済、証券の管理及び権利の処理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(遵 守 事 項)

第 2 条 会員は、顧客との間で行う株式累積投資及び株式ミニ投資については、国内の諸法令、本協会、当該株券が上場されている金融商品取引所、並びに機構の定める諸規則、決定事項に従わなければならない。

(契約の締結)

第 3 条 会員は、顧客から株式累積投資又は株式ミニ投資の注文を受ける場合には、当該顧客と当該会員の定める株式累積投資に関する約款（以下「株式累積投資約款」という。）又は株式ミニ投資に関する約款（以下「株式ミニ投資約款」という。）に基づく取引契約を締結しなければならない。

2 会員は、前項の株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結するときは、あらかじめ、当該顧客に対し株式累積投資約款又は株式ミニ投資約款を交付しなければならない。

3 前 2 項にかかわらず、会員は、他の会員から株式累積投資又は株式ミニ投資の注文を受ける場合には、当該他の会員との間において株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結しなければならない。

4 会員は、第 2 項の規定による株式累積投資約款及び株式ミニ投資約款の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該約款に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該約款を交付したものとみなす。

第 2 章 株式累積投資

(買付の方法等)

第 4 条 顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。

1 取引所金融商品市場を通じて買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、継続的に行う。

2 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、あらかじめ定めた買付注文を執行する日の、あらかじめ定めた取引所金融商品市場の価格に基づき、継続的に行う。

3 前号に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市

場の一定時における最良気配の範囲内の価格又は売買高加重平均価格とする。

(払込金額)

第 5 条 会員が顧客との間で取り交わす株式累積投資契約のうち、1 顧客の 1 銘柄に係る買付金額の上限は、100万円に満たない額とする。

(売 却)

第 6 条 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたときは、あらかじめ定めた売却注文を執行する日の、あらかじめ定めた取引所金融商品市場における一定時の価格に基づき行わなければならない。

2 前項に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格又は売買高加重平均価格でなければならない。

(株式累積投資の自己分に係る区分管理)

第 7 条 会員は、顧客（会員が顧客と共同して買付けた場合については、会員を含む。）が共同して所有する株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理しなければならない。

2 会員は、株式累積投資口に係る自己分の株券と株式ミニ投資口以外の自己分の株券とを区分して管理しなければならない。

3 会員は、株式累積投資口により顧客と共同して所有する株券と株式累積投資口以外の自己分の株券とを区分して管理しなければならない。

4 会員は、株式累積投資に係る売買に伴い、株式累積投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、金融商品取引所の定める 1 売買単位で行わなければならない。

第 3 章 株式ミニ投資

(株式ミニ投資に係る取引単位等)

第 8 条 会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。

1 金融商品取引所の定める 1 売買単位の 10 分の 1 単位の株券の持分を取引単位（以下「取引単位」という。）とする。

2 一の顧客から受託できる株数は、同一営業日において、同一銘柄につき 1 取引単位に 9 を乗じて算出した単位までとする。

3 会員は、株式ミニ投資に係る株券に関し、株式の併合、減資、分割又は無償割当等により割り当てられる 1 取引単位に満たない株券の売付けについては、第 1 号の規定にかかわらず、その株数をもって行うことができる。

(取扱い対象銘柄)

第 9 条 会員は、取引所金融商品市場に上場されている株券であって、単元株制度採用銘柄の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄（以下「選定銘柄」という。）を選定するものとする。

(取引形態)

第 10 条 会員は、顧客又は他の会員から株式ミニ投資の注文を受託した場合は、当該顧客又は他の会員を相手方とする売買の方法により行わなければならない。ただし、顧客からの注文に係る銘柄が自社又は自社の親会社の発行する株券であるときは、代理又は自社が指定する他の会員（以下「指定会員」という。）との間における媒介により執行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会員は、株式ミニ投資に係る顧客の注文について媒介、取次又は代理の方法に

より他の会員に執行させることができる。

- 3 会員は、株式ミニ投資に係る口座に記載又は記録された残高を有する顧客からの株券の売買注文については、当該会員を相手方とする売買以外に応じてはならない。ただし、第1項ただし書きの規定に基づく場合はこの限りでない。

(株式ミニ投資の自己分に係る区分管理)

第11条 会員は、機構が開設する口座に管理している株券のうち、株式ミニ投資に係る株券については、会員における株式ミニ投資に係る株券の記帳口（以下「株式ミニ投資口」という。）により管理しなければならない。

- 2 会員は、株式ミニ投資口において自己分に係る株券と顧客分に係る株券とを区分して管理しなければならない。
- 3 会員は、株式ミニ投資口に係る自己分の株券と株式ミニ投資口以外の自己分の株券とを区分して管理しなければならない。
- 4 会員は、株式ミニ投資に係る売買に伴い、株式ミニ投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、金融商品取引所の定める1売買単位で行わなければならない。

(商品有価証券残高に係る取扱い)

第12条 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行うに当たっては、株式ミニ投資に係る株券と次に掲げるものを相殺してはならない。

- 1 商品有価証券として保有する株券
- 2 投資有価証券として保有する株券
- 3 株式累積投資に係る株券
- 4 株式ミニ投資によらない顧客の株券

(共同計算取引の禁止)

第13条 会員は、他の会員又は顧客と共同計算による株式ミニ投資に係る取引を行ってはならない。

(約定日及び受渡日)

第14条 株式ミニ投資に係る取引については、顧客から注文を受託した日（以下「注文日」という。）の翌営業日を約定日とする。

- 2 約定日から起算して3営業日目の日を受渡期日とする。

(約定価格)

第15条 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定価格は、約定日におけるあらかじめ定めた取引所金融商品市場の価格に基づき決定しなければならない。

- 2 前項の約定価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格又は売買高加重平均価格でなければならない。

(振替決済口座との関係)

第16条 会員は、選定銘柄に係る発行会社の事業年度の末日等会社法第124条第1項に基づく権利確定日（以下「確定日」という。）において当該銘柄の1売買単位に到達した顧客の株式ミニ投資に係る口座に記載又は記録された残高については、顧客ごとに1売買単位の整数倍に達している場合は、当該顧客からの申し出の有無にかかわらず1売買単位の整数倍に係る部分の株数を、株式ミニ投資によらない当該顧客名義の振替決済口座へ移管しなければならない。

- 2 会員は、前項の取扱いの対象とした株券については、株式ミニ投資約款の対象から除外し、当該株券については株式ミニ投資に係る取引を行うことはできない。

- 3 会員は、株式ミニ投資によらない顧客の株券については、株式ミニ投資による売付け注文を受託してはならない。

第 4 章 雑 則

(売買規制の準用)

第 17 条 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行う場合は、金融商品取引所の定める業務規程及び受託契約準則に定める売買取引に関連する条項に従わなければならない。

(社内規則の整備)

第 18 条 会員は、株式累積投資又は株式ミニ投資の取扱いを行うに当たっては、株式累積投資又は株式ミニ投資に関する社内規則を整備しなければならない。

付 則 (平 7. 9.27)

本理事会決議は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (平 10. 2.18)

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

14. を削除。

付 則 (平 10. 6.19)

この改正は、平成 10 年 6 月 22 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

17. を改正。

付 則 (平 10. 11.30)

この改正は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

8. (2)、12. 、13. (1)、(2)を改正。

付 則 (平 11. 1.12)

この改正は、平成 11 年 1 月 25 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 8. (2)、12. (2)、13. (1)、(2)、15. (2)を改正。
(2) 8. (2)④を⑤に繰り下げ④を新設。
(3) 13. (4)を新設。

付 則 (平 12. 2.16)

この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 1.、2. (1)、(2)、(3)、3. (1)、(3)、4.、5. を改正。
(2) 2. を 3. に、3. 及び 4. を 8. 及び 9. に繰り下げ、5. を 2. に繰り上げ、第 2 見出し、4. から 7.

を新設。

- (3) 第2見出しを削る。
- (4) 6. (1)から(3)、7. (1)から(3)を改正し、11. (4)を新設。
- (5) 6. 及び7. を10. 及び11. に繰り下げ、8. を削る。
- (6) 9.、9. ①から④を改正し、9. から11. を12. から14. に繰り下げる。
- (7) 12. (1)、(2)を改正し、15. に繰り下げる。
- (8) 13.、14. を削る。
- (9) 15. (3)、(4)を改正し、(2)から(4)を(1)から(3)に繰り上げ、(1)を削る。
- (10) 16. から25.、27. を削り、26. を17. に繰り上げる。
- (11) 28. を改正し、18. に繰り上げる。

付 則 (平13. 1.15)

この改正は、平成13年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 17. を改正

付 則 (平13. 3.30)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 3. (4)を新設。

付 則 (平13. 9.19)

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 1.、4. (2)、6.(1)、9.、10. (1)及び16. (3)を改正。

付 則 (平14. 3.26)

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 9. を改正。

付 則 (平14. 6.12)

この改正は、平成14年6月17日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 1. を改正。

付 則 (平16. 10.19)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 4.、6.、7. (4)、8. (1)、9.、11. (4)、15.、17. を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。
- (3) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われるこ

ととなる。

付 則 (平18. 4. 18)

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 1. を改正。
- (2) 8. (3)を改正。
- (3) 16. (1)を改正。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 全体を条、項、号で表記。
- (2) 第1条、第2条、第3条第3項及び第4項、第4条、第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第4項、第8条、第9条、第10条第1項から第3項、第11条第4項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項から第3項、第17条及び第18条を改正。

付 則 (平20. 11. 18)

この改正は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条第2項、第4条第2号、第3号、第6条、第8条第3号、第9条、第10条第3項、第11条第1項、第15条、第16条見出し、第1項、第18条見出し及び本文を改正。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日」は平成21年1月5日。

付 則 (平30. 10. 16)

この改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第14条第2項を改正。
- (2) 国内上場株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日は令和元年7月16日。